

事業経緯及び今後の審議事項

1 茨城県央環境衛生組合について

現在の笠間市(友部地区及び岩間地区)及び茨城町におけるし尿及び浄化槽汚泥については、茨城地方広域環境事務組合(以下「現組合」という。)が運営する施設において処理を行っているが、当該施設は、施設増設後40年以上が経過しており、施設及び設備の随所に経年的な老朽化が認められている。

このことから、施設の建て替えについて協議した結果、今後の施設整備及び運営については、笠間市及び茨城町にて行うこととなり、2市町全域を処理対象区域とした新たな施設の整備に向け、令和6年4月1日に茨城県央環境衛生組合（以下「新組合」という。）を設立。

今後新組合において、令和 12 年度の供用開始に向け、し尿処理施設の設置に関する事務を進める。

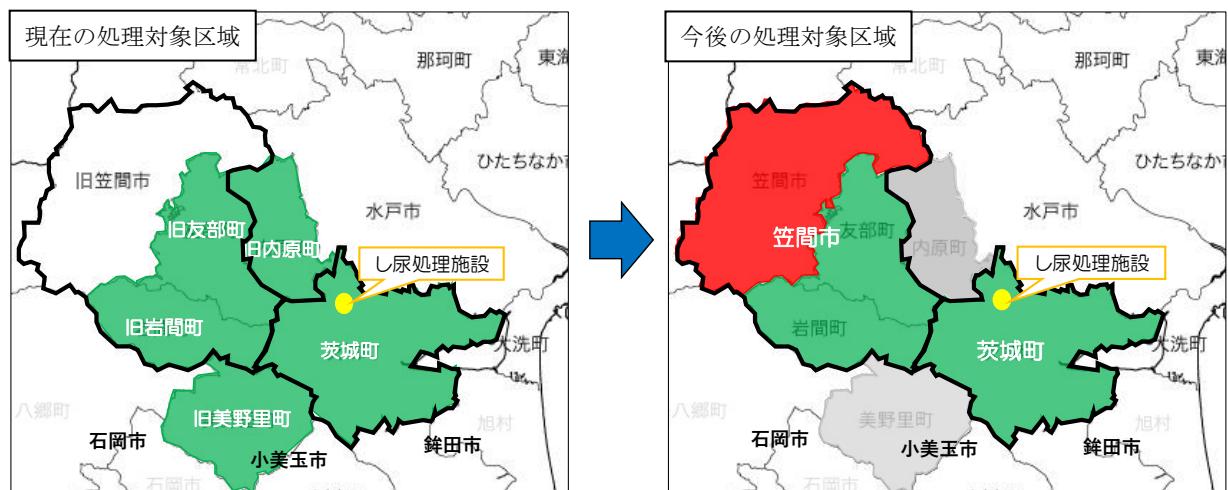
現在の処理体制

名称（構成団体）	処理対象区域
茨城地方広域環境事務組合 (茨城町、水戸市、笠間市、小美玉市)	茨城町全域、水戸市（内原地区）、 <u>笠間市（友部地区、岩間地区）</u> 、小美玉市（美野里地区）
筑北環境衛生組合 (桜川市、笠間市)	桜川市全域、 <u>笠間市（笠間地区）</u>

今後の処理体制

名称（構成団体）	処理対象区域
茨城県央環境衛生組合 (笠間市、茨城町)	笠間市全域、茨城町全域

【参考】現在及び今後の処理対象区域



2 主な事業経緯

日付	内容
令和6年 4月1日	茨城県央環境衛生組合の設立
7月4日	新広域し尿処理施設整備に係る地元説明会の開催 ・内容：新組合設立、令和6年度事業及び整備スケジュール、地区要望の集約
10月17日	地元視察研修の開催 ・視察先：君津市衛生センター（千葉県）
令和7年 1月30・31日	組合議会視察研修の開催 ・視察先：君津市衛生センター、南房総市水処理センター（千葉県）
2月	新処理施設整備基本構想の策定
3月23日	馬渡区新処理施設整備等地元協議会の設立 ・馬渡区住民と新組合が相互理解を深め、地域環境の保全及び地域住民の安全・安心の確保並びに新処理施設の円滑な整備及び運営に資するための協議を行うことを目的に設立
4月21日	新処理施設整備基本計画策定等業務委託契約の締結 ・受注者：一般財団法人 日本環境衛生センター
5月26日	第1回新処理施設整備検討委員会の開催

3 新処理施設整備基本構想の策定

新処理施設整備に係る基本的な方針や処理方式等を検討し、施設整備基本計画の基礎資料とするため、令和7年2月に新処理施設整備基本構想を策定

＜新処理施設整備基本構想の概要＞

(1) 施設整備に係る基本方針

循環型社会に資する施設	資源化設備を設けた汚泥再生処理センターを整備する。
処理水の放流	河川放流とし、環境に配慮し涸沼前川へ放流する。
稼働目標年度	令和12年度を新処理施設の稼働目標年度とする。
建設予定地	現施設北側に隣接する運動広場を建設予定地とする。

(2) 施設規模

- ・91kL/日（参考：現施設152kL/日）

※暫定値とし、施設整備事業の発注時期に最新実績により再度推計を行う。

(3) 処理方式の検討

水処理方式	今後、各処理方式の特徴を十分把握したうえで、それぞれの経済性や運転管理性等の面について検討し、適切な水処理方式を選定する。
資源化方式	近年において採用実績が複数あり、経済性や運転管理性等の面で優位である堆肥化、助燃剤化、リン回収について今後検討することとし、適切な資源化方式を選定する。

(4) 事業スケジュール

R 6	R 7	R 8	R 9	R10～11	R12
基本構想 PFI 等導入可能性調査 生活環境影響調査 測量・地質調査 都市計画決定業務	施設整備基本計画 PFI 等導入可能性調査 生活環境影響調査 測量・地質調査 都市計画決定業務	発注支援	設計 建設工事		供用開始

4 新処理施設整備検討委員会における主な審議事項

(1) 本委員会で審議いただく主な事項

①施設整備における基本方針の設定
既存施設の現状及び課題、構成市町の一般廃棄物処理基本計画、周辺環境等を踏まえ、新処理施設整備に係る整備・運営に関する基本方針を設定する。
②施設整備に必要な基本的事項について設定
施設整備に必要な基本的事項である計画処理量、計画性状及び公害防止基準を設定する。
③施設整備内容の検討
水処理方式及び資源化方式について検討・選定し、最も合理的かつ経済的な処理システムの構築に向け、処理工程ごとに主たる構成設備装置について検討する。
④施設の運営管理方針の検討
PFI 等導入可能性調査の結果等を踏まえ、施設の管理運営方針について検討する。
⑤施設整備計画の検討
事業スケジュールを設定するとともに、施設配置計画及び動線計画などについて検討する。

(2) 委員会の審議方法

- ・委員会において、事務局から議事と審議内容を提示し、委員の皆様からご意見をいただく。
- ・審議、検討した結果を「新処理施設整備基本計画」に反映する。